

改正後

(課程の区分)

第一条 道路交通法(以下「法」という。)第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車(第四条第一号において「大型自動車等」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの

〔二〇八 略〕

(課程の基準)

第四条 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教育事項	教育方法
〔一・二 略〕		
三 第一条	イ 運転者としての資質の向上に	イ 自動車等
第三号及	関すること。	、教本、視

改正前

(課程の区分)

第一条 〔同上〕

- 一 大型自動車、中型自動車又は普通自動車(第四条第一号において「大型自動車等」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの

〔二〇八 同上〕

(課程の基準)

第四条 〔同上〕

- 一 〔同上〕

課程の区分	教育事項	教育方法
〔一・二 同上〕		
三 第一条	イ 運転者としての資質の向上に	イ 自動車等
第三号に	関すること。	、教本、視

<p>び第六号に掲げる課程(い)ずれも法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの)</p>	<p>ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</p> <p>ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</p>	<p>聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>「削る。」</p> <p>ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーション</p>
<p>掲げる課程(法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの)及び第一条第六号に掲げる課程(法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢</p>	<p>ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</p> <p>ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</p>	<p>聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。</p> <p>ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーション</p>

四 第一條	
三の項の中欄に掲げる教育事項	
イ 自動車等	<p>ユレーター の操作をさ せることに より行う検 査及び運転 適性検査器 材を用いた 検査による ものに基づ く個別的指 導を含むも のであるこ と。</p> <p>ハ 運転免許 取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。</p>
四 第一條	<p>が七十歳 以上七十 五歳未満 の者に対 するもの</p>
三の項の中欄に掲げる教育事項	
イ 自動車等	<p>シミュレー ターの操作 をさせるこ とにより行 う検査又は 運転適性検 査器材を用 いた検査に よるものに 基づく個別 的指導を含 むものであ ること。</p> <p>ニ 運転免許 取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。</p>

第三号及び第六号に掲げる課程（い
ずれも法
第一百一条
の三第一
項の更新
期間が満
了する日
における
年齢が七
十五歳以
上の者で
あって、
その者が
法第一百
一条の四第
二項の規
定により
受けた認
知機能検
査（法第
九十七条

、教本、視
聴覚教材、
運転適性検
査器材その
他必要な教
材を用いて
行うこと。
「削る。」

ロ 自動車等
の運転につ
いて必要な
適性に関す
る調査でコ
ース若しく
は道路にお
ける自動車
等の運転又

第三号に掲げる課程（法第
百一条の
三第一項
の更新期
間が満了
する日に
おける年
齢が七十
五歳以上
の者に対
するもの
）及び第
一条第六
号に掲げ
る課程（
法第一百
一条の三第
一項の更
新期間が
満了する
日におけ
る年齢が

、教本、視
聴覚教材、
運転適性検
査器材その
他必要な教
材を用いて
行うこと。

ロ 自動車等
の運転につ
いて必要な
知識に関す
る討議及び
指導を含む
ものである
こと。

ハ 自動車等
の運転につ
いて必要な
適性に関す
る調査でコ
ース若しく
は道路にお
ける自動車
等の運転若

の二第一
項第三号
イに規定
する認知
機能検査
をいう。
以下この
表におい
て同じ。
（）の結果
について
府令第二
十九条の
三第一項
の式によ
り算出し
た数値が
七十六以
上である
ものに対
するもの

は運転シミ
ュレーター
の操作をさ
せることに
より行う検
査及び運転
適性検査器
材を用いた
検査による
ものに基づ
く個別的指
導を含むも
のであるこ
と。
ハ 認知機能
検査の結果
に基づく指
導を含むも
のであるこ
と。

七十五歳
以上の者
に対する
もの（

しくは運転
シミュレー
ターの操作
をさせるこ
とにより行
う検査又は
運転適性検
査器材を用
いた検査に
よるものに
基づく個別
的指導を含
むものであ
ること。
ニ 法第九十
七条の二第
一項第三号
イに規定す
る認知機能
検査の結果
に基づく指
導を含むも
のであるこ
と。

<p>五 第一条 第三号及 び第六号 に掲げる 課程（い ずれも法 第一百条 の三第一 項の更新 期間が満 了する日 における 年齢が七 十五歳以</p>	
<p>三の項の中欄に掲げる教育事項</p>	
<p>イ 自動車等 、教本、視 聴覚教材、 運転適性検 査器材その 他必要な教 材を用いて 行うこと。 ロ 自動車等 の運転につ いて必要な 適性に関する 調査でコ ース若しく</p>	<p>ニ 運転免許 取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>ホ 運転免許 取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。</p>

上の者であつて、
その者が
法第百一
条の四第
二項の規
定により
受けた認
知機能検
査の結果
について
府令第二
十九条の
三第一項
の式によ
り算出し
た数値が
七十六未
満である
ものに対
するもの
）

は道路にお
ける自動車
等の運転又
は運転シミ
ュレーター
の操作をさ
せることに
より行う検
査及び運転
適性検査器
材を用いた
検査による
ものに基づ
く個別的指
導（個人指
導（運転免
許取得者教
育指導員一
人に対し指
導を受ける
者が一人の
みである指
導をいう。
ハにおいて

同じ。)を
含むものに
限る。)を
含むもので
あること。
ハ 認知機能
検査の結果
に基づく指
導(個人指
導を含むも
のに限る。
)を含むも
のであるこ
と。
ニ 運転免許
取得者教育
を受けよう
とする者の
数が、運転
免許取得者
教育指導員
一人当たり
三人以下で
あること。

六	[略]
七	[略]
八	[略]
九	[略]
十	[略]

備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及びハ、二の項口及びハ、六の項ハ、七の項口、九の項ハ及びニ並びに十の項口及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。

二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の五の項の上欄に掲げる課程にあつては、三時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。

三 [略]

（終了証明書の交付）

第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。

一 第四条第一号の表の八の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別

五	[同上]
六	[同上]
七	[同上]
八	[同上]
九	[同上]

備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及びハ、二の項口及びハ、五の項ハ、六の項口、八の項ハ及びニ並びに九の項口及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。

二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の三の項の上欄に掲げる課程にあつては三時間以上、同表の四の項の上欄に掲げる課程にあつては二時間三十分以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。

三 [同上]

（終了証明書の交付）

第八条 「同上」

一 第四条第一号の表の七の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別

別記様式第1号（第8条関係）

第 号		運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書	
写 真	住 所		
押出し スタンプ	氏 名		
		年 月 日 生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の 運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の 八の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。			
		年 月 日	
		所 在 地	
		名 称	
		管 理 者	印

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書
二 第四条第一号の表の三から五までの項の上欄に掲げる課程を終了
した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）
終了証明書

別記様式第1号（第8条関係）

第 号		運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書	
写 真	住 所		
押出し スタンプ	氏 名		
		年 月 日 生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の 運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の 七の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。			
		年 月 日	
		所 在 地	
		名 称	
		管 理 者	印

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書
二 第四条第一号の表の三の項又は四の項の上欄に掲げる課程を終了
した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）
終了証明書

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第2号（第8条関係）

第 号	
運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書	
写 真	住 所
押出し	氏 名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の 運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の 三の項 四の項 五の項 の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所 在 地	
名 称	
管 理 者	
印	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第8条関係）

第 号	
運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書	
写 真	住 所
押出し	氏 名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の 運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の 三の項 四の項 の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所 在 地	
名 称	
管 理 者	
印	

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。